

入 札 説 明 書

カラー複合機 3 台の賃貸借及び保守一式
[全省庁共通電子調達システム対応]

中国四国地方環境事務所

はじめに

本カラー複合機3台の賃貸借及び保守一式の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)その他の関係法令及び入札心得に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 中国四国地方環境事務所 総務課長 三宅 俊一

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 カラー複合機3台の賃貸借及び保守一式
- (2) 仕様等 別添2の仕様書による
- (3) 賃貸借期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 保守期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

なお、保守契約についても、令和9年3月31日まで契約を継続するものとする。ただし、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの契約は、各年度において本予算が成立し、予算示達がなされることを条件として、1ヶ月ごとに契約を締結するものとする。

- (5) 履行場所 別添2の仕様書による

(6) 入札方法

落札者の決定は、単価方式による最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は1ヶ月あたりの賃貸借料金及び1ヶ月あたりの予定複写枚数に対する保守及び消耗品料金の単価をもとに入札金額(業務に要する一切の経費を含めた額)を見積るものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 中国四国地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格(全省庁統一)「役務の提供等」の「賃貸借」において、開札時まで「B」、「C」又は「D」級に格付けされ

- ている者であること。ただし、令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「賃貸借」の資格を引き続き取得すること。
- (5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11階
中国四国地方環境事務所 総務課会計係
電話 086-223-1577

(2) 入札説明会については実施しない。

5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

ア. 提出期限 令和4年2月14日（月）17時まで

（持参の場合は、12時から13時を除く）

イ. 提出場所 4. (1) の場所

ウ. 提出方法 持参、郵送又は電子メール（REO-CHUSHIKOKU@env. go. jp）により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和4年2月15日（火）までに電子メールにより行う。

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年2月17日（木）11時00分

場所 中国四国地方環境事務所会議室

岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

7. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書をPDF化し、証明書として令和4年2月16日（水）17時までに提出すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を令和4年2月16日（水）17時までに4. (1) の場所へ持参又は電子メール（REO-CHUSHIKOKU@env. go. jp）により提出すること。

入札に当たっては、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを7. (1) の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。

なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

7. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

8. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

9. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム(GEPS) ホームページで公表するものとする。

(2) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、落札決定日とする。

(3) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、様式6に定める書面を速やかに提出しなければならない。なお、業務請負条件の提出時に添付した際には、この限りではない。

(4) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム(GEPS) ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-014-889(ナビダイヤル) 受付時間 平日 8時30分～18時30分

(5) 契約締結日までに令和4年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

◎添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書

環境省入札心得 (物品役務 最低価格落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札を行う場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札を行うこと」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓

約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官環境省中国四国地方環境事務所総務課長殿と記載）及び「令和4年2月17日開札 [カラー複合機3台の賃貸借及び保守一式] の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札を行うこと。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札の情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、

又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札を行った場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : カラー複合機 3 台の賃貸借及び保守一式
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：カラー複合機 3 台の賃貸借及び保守一式
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者役職・氏名

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 カラー複合機 3 台の賃貸借及び保守一式の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

カラー複合機 3 台の賃貸借及び保守一式の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

入札辞退届

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

カラー複合機 3 台の賃貸借及び保守一式に係る入札を辞退します。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

質問書

| | |
|---------|----------------------|
| 業 務 名 | カラー複合機 3 台の賃貸借及び保守一式 |
| 会 社 名 | |
| 住 所 | |
| 担 当 者 | 部署名： 氏 名： |
| 担当者連絡先 | TEL： FAX： |
| | E-mail： |
| 質 問 事 項 | |

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

カラー複合機3台の賃貸借及び保守一式に係る個人情報の管理について

カラー複合機3台の賃貸借及び保守一式に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

| | | | |
|-----------|-------|----------|--|
| 個人情報管理責任者 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 所 属 | | 役 職 | |
| 連絡先 | TEL : | E-mail : | |

| | | | |
|-----------|-------|----------|--|
| 個人情報管理担当者 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 所 属 | | 役 職 | |
| 連絡先 | TEL : | E-mail : | |

| |
|-----|
| 体 制 |
|-----|

3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

5. その他

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(再委任等を申請する場合)

様式7

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名：カラー複合機3台の賃貸借及び保守一式
- 2 契約金額：
- 3 再委任等を行う業務の範囲：
- 4 再委任等を行う業務に係る経費：
- 5 再委任等を必要とする理由：
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由：

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

カラー複合機3台の賃貸借及び保守一式における再委任等業務に係る個人情報の管理について

カラー複合機3台の賃貸借及び保守一式における再委任等業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 再委任等を行う業務の範囲

2. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。※社内規程等あれば添付

3. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

| | | | |
|-----------|-------|----------|--|
| 個人情報管理責任者 | | | |
| 氏名 | | | |
| 所属 | | 役職 | |
| 連絡先 | TEL : | E-mail : | |

| | | | |
|-----------|-------|----------|--|
| 個人情報管理担当者 | | | |
| 氏名 | | | |
| 所属 | | 役職 | |
| 連絡先 | TEL : | E-mail : | |

| |
|----|
| 体制 |
|----|

4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇（環境省契約相手方）による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

6. その他

| |
|---------|
| 担当者等連絡先 |
|---------|

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E-mail：

賃 貸 借 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 中国四国地方環境事務所総務課長 三宅 俊一 (以下「甲」という。) は、 (以下「乙」という。) と、「カラー複合機3台の賃貸借及び保守一式」について、次の条項により複合機の賃貸借に関する契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 乙はこの契約に基づき、乙所有の複合機3台 (以下「物件」という。) を甲に貸し付け、甲はその給付の対価を受注者に支払うものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の賃貸借に係る契約金額は、金〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円) とし、月額賃貸借料は、金〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円) とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、前項の代金に110分の10を乗じて得た額である。

3 第1項の契約金額には、この契約の履行のための一切の費用が含まれるものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第6条 乙は、物件の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(契約対象物件及び設置場所)

第7条 契約対象物件及び設置場所は次のとおりとする。

カラー複合機 (25枚以上機) 3台・・・①②③

設置場所

- ①中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所
松江管理官事務所
島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階
- ②中国四国地方環境事務所 四国事務所 土佐清水自然保護官事務所
高知県土佐清水市天神町11-7
- ③中国四国地方環境事務所 五色台ビジターセンター
香川県坂出市玉越町木沢字西山1733-18

(検査)

第8条 甲は、毎月の契約履行状況について、翌月10日までに検査を行うものとする。

(賃貸借料の計算)

第9条 賃貸借料の月額は、月の初日から末日までの1ヶ月とし、物件の賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合の賃貸借料は、当該月の現日数による日割計算により算出した額とし、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(代金の支払方法)

第10条 乙は、検査終了後、第3条第1項の月額賃貸借料により支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。

- 2 甲は、適正な支払請求書を受領した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、前条の約定期間内に請求金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、請求金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(物件の管理等)

第12条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

- 2 甲は、物件を第三者の権利の目的物とすることができない。

(保険)

第13条 乙は、物件について、契約期間中、継続して自己を被保険者とする動産総合保

険を締結し、その費用を負担するものとする。

- 2 甲は、前項の動産総合保険契約に定める保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われる保険金の限度内において、乙に対する損害賠償金の支払義務を免れるものとする。

(物件の追加等)

第14条 物件の追加、取替、一部返還、改造又は設置場所を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第6条、第22条又は第23条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第17条 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行

としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第18条 甲は、第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第19条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第20条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（かし担保）

第21条 甲は、物件について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙

に期限を指定して手直しさせ、又は、これと合わせて損害賠償金を支払わせることができる。

(秘密の保全)

第22条 乙（甲の事前の書面による承諾に基づきこの契約の履行の一部を行う第三者を含む。）は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第23条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(代金改定)

第24条 本契約の有効期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により、代金を改定する必要がある場合は、受注者は代金改定の一ヶ月前迄に書面にて料金の改定を発注者に通知し、発注者受注者協議のうえ、新代金を決定する。

(紛争又は疑義の解決方法)

第25条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎11階
支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所総務課長 三宅 俊一 ㊞

乙

㊞

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 中国四国地方環境事務所総務課長 三宅 俊一 (以下「甲」という。) は、 (以下「乙」という。) と、「カラー複合機3台の賃貸借及び保守一式」について、次の条項により複合機の消耗品等供給の保守 (以下「業務」という。) に関する契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 乙は、この契約に定める条項に従い、乙所有の複合機3台 (以下「物件」という。) を常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、物件に必要な消耗品 (用紙及びステープル針を除く。以下同じ。) を円滑に供給するものとし、甲は、その給付の対価を乙に支払うものとする。

(契約金額)

第3条 この契約の保守に係る契約金額は、別紙のとおりとする。ただし、テストコピー (保守に当たり、物件の点検と調整のために使用したコピーをいう。) 及び不良コピー (乙が認めたものに限る。) の枚数にかかる金額は、請求金額の計算に当たり減額するものとする。

2 甲は、前項の規定により算出された額 (円未満の端数は切り捨て) に、消費税法 (昭和63年法律第108号) 第28条第1項及び第29条並びに地方税法 (昭和25年法律第226号) 第72条の82及び第72条の83の規定により、110分の10を乗じて得た額 (円未満の端数は切り捨て) を消費税及び地方消費税として別途乙に支払うものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第6条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(契約履行場所)

第7条 この契約の履行場所は、次のとおりとする。

カラー複合機（25枚以上機） 3台・・・①②③

設置場所

- ①中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所
松江管理官事務所
島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階
- ②中国四国地方環境事務所 四国事務所 土佐清水自然保護官事務所
高知県土佐清水市天神町11-7
- ③中国四国地方環境事務所 五色台ビジターセンター
香川県坂出市玉越町木沢字西山1733-18

(監督)

第8条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

- 2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査)

第9条 乙は、毎月、業務終了後、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 乙は、検査の合格をもって業務を完了するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による検査で不合格になったものについては、検査職員の指示に従い延滞なく手直しをし、再検査を受け、業務を完了させなければならない。
- 4 前項の場合において生ずる一切の費用は乙の負担とする。

(代金の支払方法)

第10条 乙は、検査終了後、第3条第1項及び第2項の規定により支払請求書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、適正な支払請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、前条の約定期間内に請求金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、請求金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の

継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(物件の保守)

第12条 乙は、契約期間中、乙の負担において、甲が物件を常時良好な状態で使用できるよう保守を行わなければならない。

2 乙は、物件が故障した場合、甲の請求により修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 前項の作業の実施は、乙の所定の営業時間内に行う。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合、乙は、乙所定の料金を請求することができる。

(消耗品の供給)

第13条 乙は、ドラム及びディベロッパーを、乙の社員又は乙の指定する者（以下「乙の社員等」という。）が行う点検若しくは甲の通知に基づき、コピー品質維持のために乙が必要と認めた場合に取り替える。

2 その他の消耗品については、乙の社員等の巡回のとき又は甲の申し出により、当該消耗品を供給する。

(消耗品の所有権)

第14条 消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

2 甲は、消耗品を他に流用してはならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第6条、第22条又は第23条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第15条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第17条 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 甲は、第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

第19条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、

将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(かし担保)

第21条 甲は、第9条第2項の規定により業務を完了した後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して手直しさせ、又は、これと合わせて損害賠償金を支払わせることができる。

(秘密の保全)

第22条 乙（甲の事前の書面による承諾に基づきこの契約の履行の一部を行う第三者を含む。）は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第23条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(料金改定)

第24条 本契約の有効期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他経済事情の変化により、保守及び消耗品料金を改定する必要がある場合、乙は料金を改定しようとする日の1ヶ月前までに書面にて改定内容を甲に通知し、甲乙協議の上、新料金を決定する。

2 甲は、前項の規定による協議が整わず本契約を解除する場合は、第15条第2項の規

定にかかわらず、料金改定の通知を受けた日から10日以内にその旨を通知しなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第25条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎11階
支出負担行為担当官
中国四国地方環境事務所総務課長 三宅 俊一 ㊞

乙

㊞

別紙（第3条関係）

カラー複合機（25枚以上機）

| モノクロ保守料金 | | 単 価 |
|----------|-----|-----|
| 1枚以上 | 枚まで | 円/枚 |
| 枚以上 | 枚まで | 円/枚 |
| (条件等) | | |
| カラー保守料金 | | 単 価 |
| 1枚以上 | 枚まで | 円/枚 |
| 枚以上 | 枚まで | 円/枚 |
| (条件等) | | |

仕 様 書

1. 件 名 カラー複合機 3 台の賃貸借及び保守一式
2. 数 量 カラー複合機 (25枚以上機) 3 台
3. 設置場所 ①中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所
松江管理官事務所
島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階
②中国四国地方環境事務所 四国事務所
土佐清水自然保護官事務所
高知県土佐清水市天神町11-7
③中国四国地方環境事務所 五色台ビジターセンター
香川県坂出市玉越町木沢字西山1733-18
4. 1 台あたり月間複写予定枚数
 - ①モノクロ709枚、カラー618枚
 - ②モノクロ813枚、カラー778枚
 - ③モノクロ594枚、カラー1,305枚
5. 契約期間
 - (1) 賃貸借期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (2) 保守期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
6. 基本仕様 別紙のとおり
7. 保守及び消耗品の供給に求められる要件
 - (1) 点検・整備
上記3. 設置場所の複合機を常時正常な状態で使用できるように1か月に1回以上、技術員を機器設置場所に派遣して、点検・整備 (以下「点検等」という。) を行うこと。ただし、ネットワークを利用したリモート点検を日々実施し、異常等が発生した場合に (必要に応じて障害発生を確認した担当者から機器利用者へ連絡し、状況確認と一次対応する仕組みを提供すること。) 速やかに技術員を機器設置場所に派遣するという事で、点検等に換えることができるものとする。
 - (2) 正常回復
複合機が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。
 - (3) 報告等
点検等及び正常回復の実施にあたっては、作業開始前及び終了時に当事務所担当者に報告を行う。なお、終了時には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検等の内容、交換部品、メータ指示数等を記載した保守完了報告書を提出すること。
 - (4) 消耗品の供給
複合機に必要なトナー等の消耗品 (用紙を除く。以下同じ。) は不足することのないよう、配送等により速やかに供給を行うこと。

また、不足により当事務所からの要求で供給を行う場合は、休日を除き、要求から原則36時間以内に供給すること。

8. その他

(1) 安全管理

機器の設置、保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。

また、当事務所の施設設備に損害を与えた場合は、直ちに報告するとともに、当事務所担当者の指示によりこれを完全に修復しなければならない。

(2) 電力の提供等

保守のために必要な電力は当事務所より提供する。なお、これ以外の消耗品・雑材料等は受注者において準備すること。また、保守等の実施に伴い必要なコピーは保守等枚数より控除すること。

(3) 疑義の判断

本件の履行に関して、疑義が生じた場合は当事務所担当官の指示によるものとする。

(4) 複合機の搬入等

複合機の搬入、据付、接続及び調整は受注者が責任を持って行うとともに、日程、物件の配置も含め事前に当事務所担当者と打ち合わせを行うこと。また、既存複合機に登録済みの、FAXの相手方登録データ等の移行又は入力を行うこと。

なお、特にクライアントパソコンにドライバ等のインストール等の作業をする場合は、職員等の業務に支障のないよう配慮すること。

(5) 搬入及び撤去費用

複合機の搬入、据付、接続、調整及び賃貸借期間終了時の撤去に係る一切の経費は、受注者が負担すること。

(6) 搬入機器

搬入機器は、製造業者の工場から直接出荷される新製品であること。

カラー複合機（25枚以上機）

| | |
|-------------|---|
| 調達物件の種類及び数量 | カラー複合機 3台 (コピー、ネットワークプリンタ、スキャナー、FAX機能) |
| 設置場所 | ・中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所 松江管理官事務所 (島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階) |
| | ・中国四国地方環境事務所四国事務所 土佐清水自然保護官事務所 (高知県土佐清水市天神町11-7) |
| | ・中国四国地方環境事務所 五色台ビジターセンター (香川県坂出市玉越町木沢字西山1733-18) |
| 解像度 | ・読み取り解像度：600dpi×600dpi以上 ・書き込み解像度：600dpi×600dpi以上 |
| 複写可能サイズ | ・A3縦サイズの複写が可能であること。 |
| ファーストコピータイム | ・A4横の場合で10秒以下であること。 |
| 複写倍率 | ・25%～400%の範囲内で、かつ1%単位で設定可能な縮小拡大機能を有すること。 |
| 連続複写速度 | ・A4横サイズがモノクロ、カラーともに25枚/分以上であること。 |
| 給紙方式/給紙量 | ・内蔵型トレイ500枚×4段+手差しトレイ50枚以上を備えること。 |
| 両面コピー機能 | ・両面出力機能があること。 |
| 電源 | ・100V/15A相当であること。 |
| 外形寸法 | ・幅1200mm(手差しトレイ使用時)奥行き800mm以下であること。 |
| 自動両面原稿送り装置 | ・原稿積載枚数100枚以上であること。 |
| トナー | ・手を汚さずに交換できるよう、交換時にトナーが露出しないカートリッジ、パッケージ又はボトル式の交換機能を有すること。 |
| 環境配慮 | ・国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。 ・最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「コピー機等」の判断の基準を満たすこと。 ・RoHS指令に適合していること。 |
| プリンタ機能 | ・インターフェースは、10BASE-Tと100BASE-TXを自動認識可能であること。 ・省内LANに接続しているPC(OS:Windows10)からの出力が可能であること。 ・自動両面プリント機能を有すること。 ・プリント用紙の自動切り替え機能を有すること。 |
| FAX機能 | ・加入電話回線が使用できること。 ・電送規格がスーパーG3又はG3サービス対応であること。 ・最高電送速度が5秒以内であること。 |
| スキャナー機能 | ・カラースキャナーが可能であること。 ・スキャンしたデータはネットワーク経由でデータが取り出せること。 ・出力フォーマットはTIFF、JPEG、PDFが選択可能であること。 |